

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 1 雇用の維持に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰りに関すること</li> <li>・雇用に関すること</li> <li>・経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	